

令和7年度福島県プレコンセプションケア企業向け出前講座業務委託企画 提案公募要領

1 目 的

性や妊娠・出産に関する正しい知識を習得し、将来に向けた健康管理を行う「プレコンセプションケア」について、企業の理解と取組が進むように支援することを目的とする。

2 業務内容

令和7年度福島県プレコンセプションケア企業向け出前講座業務一式

3 契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

4 委託料上限額

5,077千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 応募資格

次の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができ、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を有する団体であること。
- (2) 本事業の実施について、福島県子ども未来局子育て支援課との打合せや連絡調整等に迅速に対応できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) 本プロポーザルの開始から審査会の開催日までに福島県から競争入札の参加資格制限等を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てがされていない者（申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く）であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- (8) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有しているものでないこと。
- (9) 福島県の県税を滞納している者でないこと。
- (10) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (11) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

6 スケジュール

・公募開始	令和7年6月19日（木）
・質問受付期限	令和7年6月24日（火）
・質問回答期限	令和7年6月27日（金）
・「参加表明書」提出期限	令和7年7月 1日（火）
・企画提案書等提出期限	令和7年7月 4日（金）
・審査日（プレゼンテーション）	令和7年7月10日（木）
・審査結果の通知	令和7年7月15日（火）
・契約締結	令和7年7月下旬頃

7 手続き等

（1）質問の受付

ア 提出期限

令和7年6月24日（火）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

質問書（第1号様式）により、電子メールにて送付すること。また、電子メールの件名は「【質問】令和7年度福島県プレコンセプションケア企業向け出前講座業務委託」とすること。

電子メール boshihoken@pref.fukushima.lg.jp

ウ その他

（ア）受付期間経過後の質問、指定した方法以外での質問は受け付けない。

（イ）質問に対する回答は、子育て支援課ホームページに掲載する。

（2）参加表明書の受付

ア 提出書類

- ・参加表明書（第2号様式）
- ・応募資格チェックリスト（第2号様式別紙）
- ・定款、規約等の写し

イ 提出期限

令和7年7月1日（火）午後5時まで（必着）

ウ 提出先

福島県こども未来局子育て支援課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎6階）

福島県こども未来局子育て支援課 担当：和田・沼田

電話 024-521-8205 F A X 024-521-7747

E-mail boshihoken@pref.fukushima.lg.jp

エ 提出方法

電子メール、郵送（書留郵便）又は持参（平日の9時～17時まで）による。

オ その他

（ア）電子メールによる提出の場合、件名には「【参加表明書】福島県プレコンセプションケア企業向け出前講座業務公募」と記載すること。

(イ) 参加資格者審査結果については、参加表明書受理後に随時通知する。

(3) 企画提案書の受付

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（表紙には「令和7年度福島県プレコンセプションケア企業向け出前講座業務委託提案書」と記載し、余白に社名を記載すること。）

(イ) 見積書（任意様式、A4版）

※見積の総額及び内訳を記載すること。

(ウ) 事業者概要書（第3号様式）

(エ) 業務実施体制書（第4号様式）

(オ) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）

イ 提出期限

令和7年7月4日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

エ 提出先

7（2）ウと同じ

オ 提出方法

郵送（書留郵便）又は持参（平日の9時～17時まで）による。

8 審査に関する事項

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、県が設置する審査委員会において審査を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時及び場所

令和7年7月10日（木）【予定】

なお、開催時間・場所については、参加表明書の提出があった者に対して別途伝達する。

イ 審査の方法

対面方式またはオンライン方式

ウ その他

- ・提案者が多数となった場合は、書類審査による第1次選考を実施する場合がある。
- ・審査会において用いることができる資料は提出した企画提案書のみとする。資料の差し替え、新たな資料の配付及び使用は認めない。
- ・出席人数は1者につき2名以内とし、説明者は業務実施体制書（第4号様式）に記載した配置予定の者に限る。
- ・時間は1者30分（プレゼンテーション15分以内。質疑、その他）の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。

(3) 選定方法

各審査委員の評価点を集計して総合得点を算出し、総合得点が最も上位の者を業務委託候補者として選定する。

なお、全審査委員の合計得点の平均が6割以上であることを選定の条件とする。

(4) 審査基準

審査基準は以下のとおりとする。

ア 現状・業務理解

- ・業務目的に合致した提案であるか。
- ・事業を実施する上で、根幹となる事業趣旨を把握しているか。また、これらの課題を捉えた企画内容となっているか。

イ 企画提案

- ・対象者や用途に合わせた企画提案となっているか。
- ・提案内容は、本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか。
- ・講師選定方法は妥当か。
- ・使用する資料等が、基礎知識の習得と今後のライフプランを考えるうえで役立つ内容となっているか。
- ・提案内容の効果の設定と、検証方法の提案がなされているか。
- ・個人情報保護の取組等、業務の適切な管理運営が行えるか。
- ・災害や感染症拡大等の影響がある場合において、柔軟に対応可能か。

ウ スケジュール

- ・体制・業務全体の統制、人員配置、連絡体制等を含め企画内容を実施する体制等が適切か。
- ・委託業務完了までの無理ない業務実施工程となっているか。

エ 業務の実績

- ・本業務と類似の業務の受注実績があるか、又は情報発信等に関して特筆すべき業務成果があるか。

オ 経費

- ・企画内容に対して妥当な見積額であるか。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、参加表明書の提出があった全てに通知するとともに、選定事業者を県ホームページにて公表する。

なお、審査の内容は公表しないこととする。

9 委託契約

- (1) 審査会により選定された業務委託予定者を契約候補者とし、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。
- (2) 選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は、提案内容のとおりに反映されない場合もある。
- (3) 契約金額は、協議結果により作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定する。ただし、見積金額は上限価格を超えないものとする。
- (4) 契約候補者と県との間で協議が整わない場合、10(4)の失格事項に該当す

る場合、契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議の上、契約を締結するものとする。

10 その他

- (1) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 企画提案書の取扱い
 - ア 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
 - イ 採択された企画書の著作権等は県に帰属する。
 - ウ 提案された企画提案に関して、著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
 - エ 参考見積額が予算上限額を超えた場合は無効とする。
- (4) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合がある。
 - ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - イ 提出書類に不備があった場合
 - ウ 本募集要領に適合しない書類である場合
 - エ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合
 - オ 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - カ 企画提案書の提出から契約までの間に、業務実施体制書（第4号様式）に記載した者が本業務に携わることが困難となった場合（病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。）
 - キ 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合（本要領に示した質問を除く。）
 - ク 審査会当日に出席しなかった場合（オンライン使用機器のトラブル等やむを得ない場合を除く。）